

# 中国の経済安全保障政策の方向性

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部中国北アジア課 藤原智生

2025年3月7日



万里の長城

## 調査部 中国北アジア課課長代理

### 藤原 智生

ふじはら ともき

- 2009年、ジェトロ入構。
- 本部（東京）では、総務部人事課、海外調査部中国北アジア課、企画部企画課等での業務に従事。
- 海外では、海外語学研修（北京）および北京事務所勤務（2016～2021年）を経験。
- 北京事務所では、中国の経済情報の調査・情報発信、ビジネス環境改善等を担当。
- 現在は、調査部中国北アジア課にて、中国大陸、香港、台湾関連業務等を担当。

# 本日の講演内容

- I. 中国の「国家安全保障」と「経済」
- II. モノ、技術、データに関する制度の概要・日本企業の共通的課題
- III. 処罰事例および傾向と対策
- IV. 注目される再輸出規制
- V. 米中摩擦と今後予想される展開
- VI. まとめ

## ■ ご注意

本日の講演内容、資料は情報提供を目的に作成したものです。主催機関及び講師は資料作成においては、できる限り正確な情報を記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はお客様のご判断で行いください。また、万一不利益を被る事態が生じましても主催機関及び講師は責任を負うことができませんのでご了承ください。

# 1 | 国家安全保障の概念

- 中国の「国家安全」は、「総体国家安全観」として定義される。政治、軍事、国土、経済、文化、社会、科学技術、情報、生態系、資源、核などの安全保障を対象とし、広汎な概念となっている。
- 貨物、データ、技術などの管理法制の中に組み込まれていることで、管理対象範囲が不明確に。

## 中国の国家安全（保障）の概念（注）

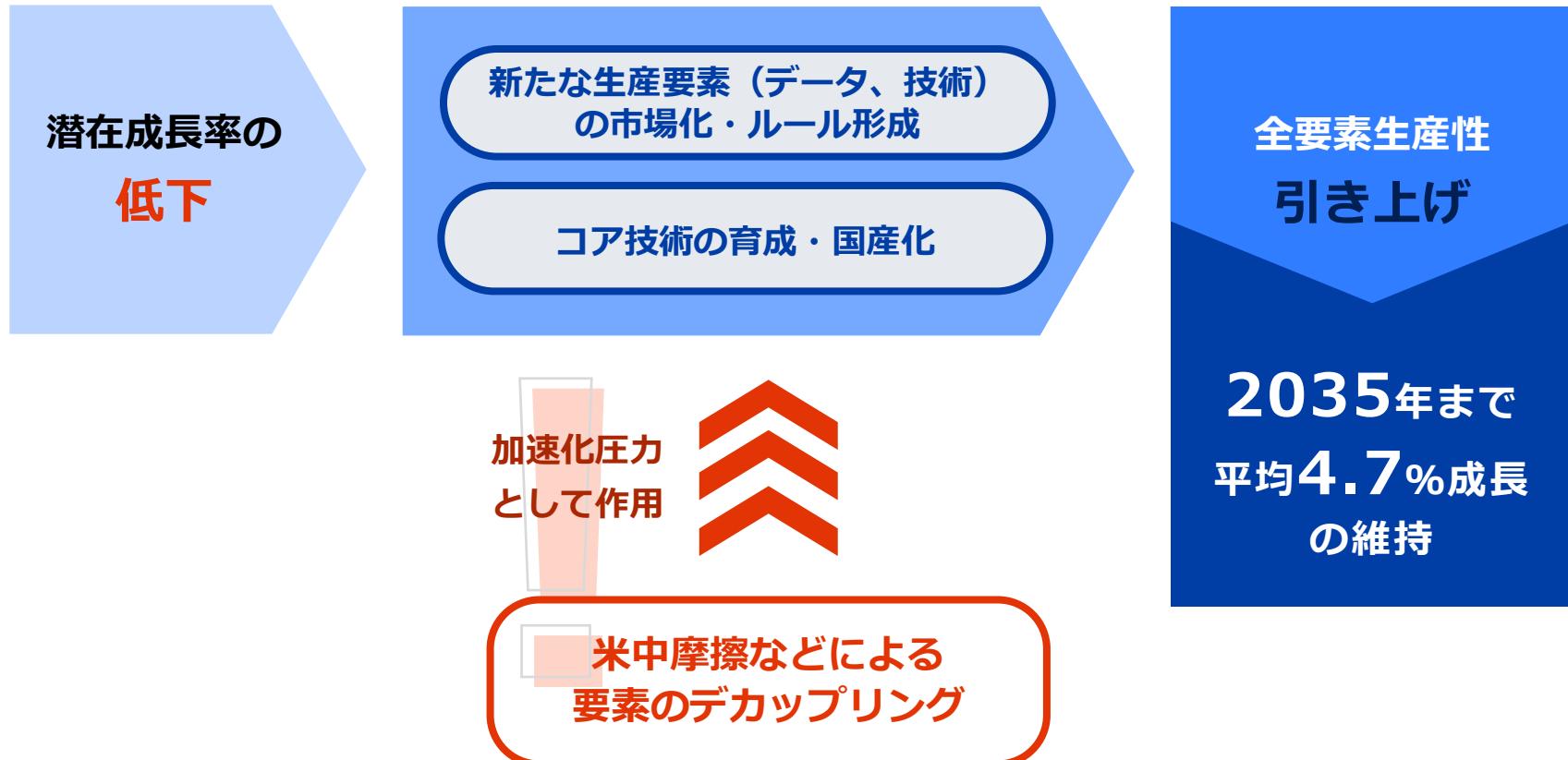
政治	軍事	国土	経済	金融
文化	社会	科学技術	情報	食糧
生態系	資源	核	海外権益	宇宙
深海	極地	バイオ	人工知能	データ

（出所）中国共産党、政府、報道から作成

（注）2014年4月の中央国家安全委員会第1回全体会議の重要講話において、政治・国土・軍事・経済・文化・社会・科学技術・情報・生態・資源・核の安全という11項目を含む総体の国家安全観が提示された。2016年には海外権益が、2020年2月には生物が国家安全に含まれた。その後、20項目に再整理されたとの見解に基づき作成。Copyright © 2025 JETRO. All rights reserved. ジェトロ作成。無断転載・転用を禁ず

## 2 | 貨物、データ、技術の法制度強化の背景（経済面）

- 中国の中長期的な経済成長率の維持には、新たな生産要素（データ、技術）の市場化、取引・管理ルール形成の必要性が指摘されていた。コア技術の国産化や希少鉱物の管理も重要視。
- 米中摩擦などによる要素のデカップリングのリスクが高まったことが、それを加速させた側面も。



（出所）第14次5カ年規画および2035年の長期目標要綱、中国政府発表、有識者ヒアリングからジェトロ作成

# 本日の講演内容

- I. 中国の「国家安全保障」と「経済」
- II. モノ、技術、データに関する制度の概要・日本企業の共通的課題
- III. 処罰事例および傾向と対策
- IV. 注目される再輸出規制
- V. 米中摩擦と今後予想される展開
- VI. まとめ

# 1 | 輸出・データ管理関連法、反外国制裁的措置の概要

- 中国政府によるモノ・技術やデータ等に関する管理について、管理対象の拡大や細則策定が進展。
- 規制運用については、欧米の措置に適時反応する傾向。

## 中国の主要な輸出・データ管理関連法令、反外国制裁的措置の概要

### 貨物 技術

輸出管理法(2020年12月1日施行)

両用品目輸出管理条例(2024年12月1日施行)

- 安全保障貿易管理の観点からの輸出を包括的、全体的に管理規制する基本法として輸出管理法が2020年に施行。
- 両用品目輸出管理条例は輸出管理条例などに基づき、両用品目の管理規定をより明確化し、強化するもの。2024年12月施行。

### データ

サイバーセキュリティ法(2017年6月施行)

データセキュリティ法(2021年9月施行)

個人情報保護法(2021年11月施行)

- サイバーセキュリティ法は、ネットワーク空間の安全保障の観点で「システム面の管理」を規定するもの。
- データセキュリティ法は、データおよびデータ取扱いの安全保障の観点で、「中身の取扱い」を規定するもの。
- 個人情報保護法は個人情報の取り扱いを規定するもの。越境移転規制、データローカライゼーションなどが盛り込まれた。

### 対抗 措置

反外国制裁法(2021年6月施行)

域外阻止弁法(2021年1月施行)

信頼できないエンティティリスト  
(2020年9月施行)

- それぞれ以下のような行為に対し罰則を規定。
- 「中国の主権、安全、発展の利益を害する行為およびその実施、協力、支援」
- 「外国の法律・措置が国際法および国際関係の基本準則に違反し、中国企業等が国外企業等と正常な貿易、取引を行うことが不当に禁止または制限される場合」
- 「市場取引の原則に違反し、中国企業等との取引を中断する行為」

## 2 | 各社の共通的関心事項/課題

- 日本企業の共通的関心事項としては、輸出管理法の運用実態やリスク、両用（デュアルユース）品目の管理、再輸出の運用、該否判定の方法、情報収集の方法、SCのリスク調査がある。

### 共通的関心事項/課題

項目	概要
輸出管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 輸出管理法全般の運用実態、注意すべきポイントとリスク</li> <li>● 両用品目管理の運用実態</li> <li>● 再輸出に係るデミニミスルール、直接製品ルールの動向（日本での過剰対応も懸念）</li> <li>● 該否判定の方法と企業の運用実態、適切な相談先</li> </ul>
情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報収集の方法（中立的な情報）</li> </ul>
SC調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>● サプライチェーン（SC）のリスク調査の方法</li> </ul>
重要データ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 重要データの範囲、半導体関連も含まれるのかなど今後の動向の予想情報、その確認方法</li> </ul>
反外国制裁措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 米国の制度を遵守することによる、反外国制裁法などとの板挟みをいかに避けるか</li> </ul>
レビューテーションリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 米国エンティティリスト（EL）掲載企業との取引など、レビューテーションリスクへの対策</li> </ul>

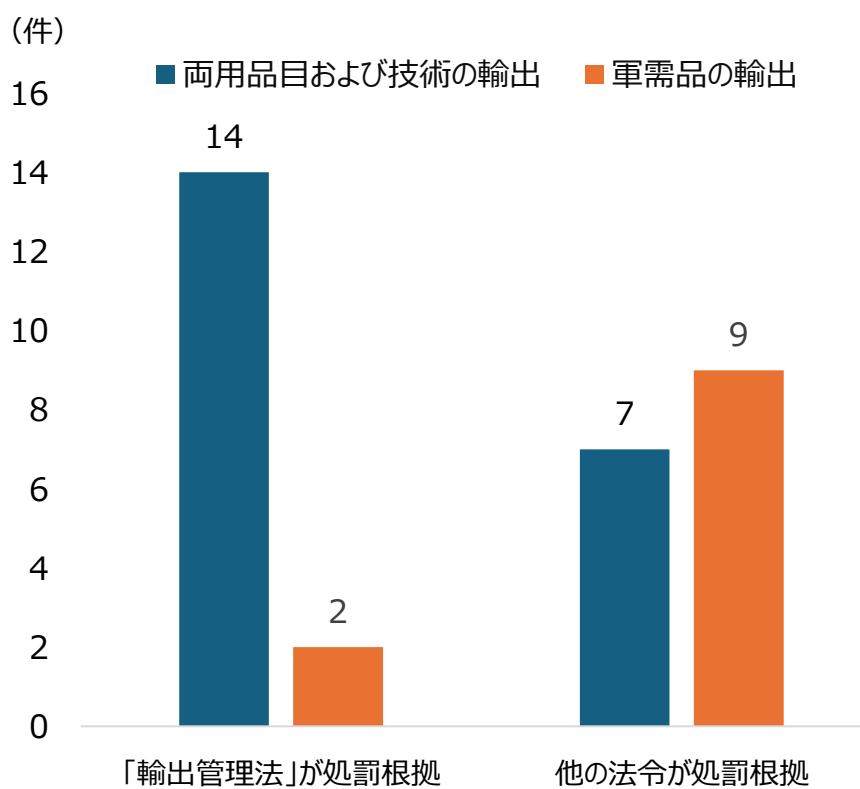
# 本日の講演内容

- I. 中国の「国家安全保障」と「経済」
- II. モノ、技術、データに関する制度の概要・日本企業の共通的課題
- III. 処罰事例および傾向と対策
- IV. 注目される再輸出規制
- V. 米中摩擦と今後予想される展開
- VI. まとめ

# 1 | 輸出管理に係る行政法執行の事例（2023年）

- 2023年の輸出管理に係る行政処罰決定は、確認できる範囲で少なくとも32件。いずれも税関の決定。
- 「輸出管理法」を処罰根拠とする事例では、いずれも「許可を得ず、みだりに輸出管理品目を輸出」したことが事由。32件のうち、10件が黒鉛に関わるものとされる。

## 輸出管理に係る2023年の行政処罰事例（件数）



〔出所〕環球法律事務所の集計を基にジェトロ作成

※中倫法律事務所の集計では2023年に少なくとも61件の処罰事例があったとされている。

## 処罰事例

分類	概要
人造黒鉛 関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>違法であることを明らかに知っているながらの違反事例が数件。</li> <li>大多数は、輸出事業者が意図せず人造黒鉛を輸出管理対象外の品目（黒鉛化石油コークス、煅焼石油コークス、炭素添加剤等）として申告した、分類の間違いによるもの。</li> </ul>
ソーダ灰	<ul style="list-style-type: none"> <li>某国際輸送サービス会社は、ソーダ灰のミャンマー向け輸出には「両用品目および技術輸出許可証」の取得が必要であることを明らかに知っているながら、当該許可証を未取得の状況で、輸出事業者2社の違法行為（ソーダ灰をミャンマーのヤンゴン向けに密輸する際に、仕向港をシンガポールと偽って申告）に協力したとして処罰。</li> </ul>
軍事装備	<ul style="list-style-type: none"> <li>軍事輸出管理リストの「後方支援装備、資材、その他補助的な軍事装備」に属する衣類、生地、装備用品の分野において、120ヤードの迷彩生地が輸出許可を得ていないことを発見し、行政処分を科した。</li> </ul>

## 2 | 輸出管理に係る行政法執行の事例（2024年）

- 環球法律事務所の見解によると、2024年に商務部より行われた輸出管理に関する行政上の強制執行や処罰について、公表されている事例はない。
- 複数の違反行為が商務部より摘発されている模様。類型ごとに分けると以下の4つとなる。

### 処罰事例の類型

類型	概要
仕向け国偽装	<ul style="list-style-type: none"><li>・仕向国を偽って申告</li><li>・A国向けとして申請・取得した輸出許可証で輸出申告し、実際にはB国向けに輸出した。</li></ul>
輸出先偽装	<ul style="list-style-type: none"><li>・輸出先を偽って申告</li><li>・C社を輸出先として申請・取得した輸出許可証で輸出申告し、実際にはD社向けに輸出した。</li></ul>
未必の故意	<ul style="list-style-type: none"><li>・輸出代行業者が、委託された貨物が両用品目であり、輸出許可証を未取得であることを明白に知っているながら、なおも輸出に関連するサービスを提供した。</li></ul>
許可証の不適切取得	<ul style="list-style-type: none"><li>・輸出申告に備えるために、事前に（注文を受ける前から）、様々な仕向国のバージョンの輸出許可証を申請・取得した。</li></ul>

# 3 | 輸出管理に係る行政法執行の事例（2024年）

- 税関所管の法律規則違反の原因として多いものは、「HSコード」や商品名の誤り。
- 実際には、輸出許可証が必要な品目であるにもかかわらず、輸出許可証を必要としないHSコードや商品名で税関に申告した結果、現物検査で誤りが発見され、処罰を受けるといったケースが散見される。

## 税関による処罰事例

黒鉛の事例	ジャイロセンサーの事例
<ul style="list-style-type: none"> <li>天然鱗片状黒鉛や人造黒鉛は管理品目に該当するが、輸出許可証を必要としない他の商品名「その他の天然黒鉛」、「非電気用のその他の黒鉛およびその他の炭素製品」、「煅焼石油コークス」、「コロイド状または半コロイド状の黒鉛」等で輸出申告した結果、処罰となった事例が複数ある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>HSコード9032900001（ラップ・スラット電子アセンブリ）で輸出申告された2つの品目（①調光モジュール、②高度計）について、税関が検査したところ、②は実際には高度計ではなく、輸出許可証が必要なジャイロセンサ（HSコード90142090.15）であることが判明。</li> <li>そのため、輸出は許可されず、税関による行政処罰として警告が与えられ、8.6万人民元の制裁金が賦課。</li> </ul>
ドローンの事例	密輸の事例
<ul style="list-style-type: none"> <li>パラメータ的に管理品目に該当するドローンを、輸出許可証を必要としない他の商品名「玩具ドローン」、「リモート操作飛行のみに使用する最大離陸重量25kg以上150kg以下のその他の空撮ドローン」、「リモート操作飛行のみに使用する最大離陸重量25kg以上150kg以下のその他の無操縦者航空機」、「農業または園芸用のその他の噴射装置（スプレー装置を除く）」等で申告し、処罰となった事例もある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>HSコード2830101000（硫化ナトリウム）、計54トンについて、輸出事業者は、最終目的地がウルグアイであることを明確に知りながら、ロシアを仕向国とする両用品目および技術輸出許可証を提示し、仕向国を偽って輸出申告をした。</li> <li>その違反行為について、国家輸出入禁止貨物密輸罪の疑いで捜査の対象に。犯罪の情状が軽微のため、最終的には不起訴処分に。行政処罰として違法所得（25,821人民元）が没収され、制裁金（50万人民元）が賦課。</li> </ul>

# 本日の講演内容

- I. 中国の「国家安全保障」と「経済」
- II. モノ、技術、データに関する制度の概要・日本企業の共通的課題
- III. 処罰事例および傾向と対策
- IV. 注目される再輸出規制
- V. 米中摩擦と今後予想される展開
- VI. まとめ

# 1 | 両用（デュアルユース）品目輸出管理条例

- 両用品目輸出管理条例にて、米国型の再輸出規制を導入、エンドユーザー管理も強化。
- 米国輸出管理規則（EAR）のデミニミスルール、直接製品ルール（FDP）、原産地規制に相当する再輸出規制を規定したものの、制度の詳細は不明な点が存在。

## 両用品目輸出管理条例のポイント

ポイント	概要
域外管轄権	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国輸出管理規則（EAR）のデミニミスルール、直接製品ルール（FDP）、原産地規制に相当する再輸出規制を規定</li> <li>「中国を原産とする特定の両用品目を含有、統合または混合して域外で製造された両用品目」「中国を原産とする特定の技術などの両用品目を使用して域外で製造された両用品目」「中国を原産とする特定の両用品目」などが対象</li> <li>中国域外の組織や個人が中国域外で特定の仕向け国や地域、特定の組織や個人に上述の貨物、技術やサービスを移転・提供する場合、同条例の関連規定に従う必要がある。</li> <li>デミニミスルールの閾値に関する具体的規定や対象となる品目の範囲は明示されていない。</li> </ul>
注視リスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国のUnverified List（未検証エンドユーザーリスト）に相当する内容。</li> <li>「輸入業者、エンドユーザーが規定された期限内に検証に協力せず、関連する証明資料を提出しなかつたことで、エンドユーザー、エンドユースを確認できなくなった場合、国務院の商務主管部門は関係する輸入業者、エンドユーザーを注視リストに加えることができる」など。</li> </ul>
輸出管理 コントロール リスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国のエンティティリストに相当する内容。リストに掲載された輸入業者、エンドユーザーに対し、両用品目の取引の禁止や制限等を行うこととされる。</li> </ul>

## 2 | 両用品目輸出管理リスト

- リスト掲載の品目は約700品目。該非判定ができない場合には、商務部に問い合わせることが可能。
- 一般財団法人安全保障貿易情報センター（CISTEC）がリストの日本語訳を公開している。

### 輸出管理コードの概要

#### (例) コード番号「3A201」の場合

3	A	2	01
↓ 業界・分野	↓ 品目の類型	↓ 管理事由	↓ 品目番号

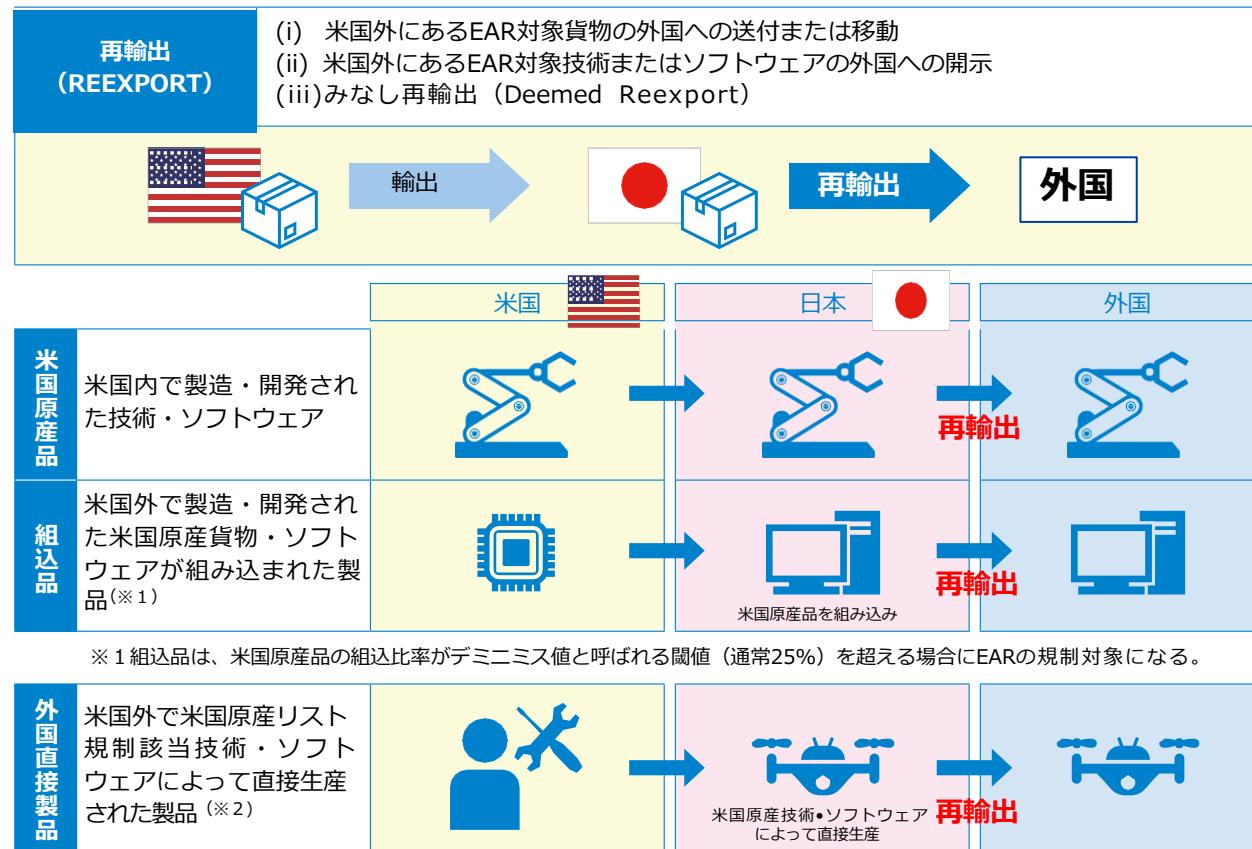
桁数	カテゴリ	詳細
1桁目 (数字)	業界・分野	1 専用材料と関連設備、化学製品、微生物および毒素 2 材料加工 3 電子 4 コンピューター 5 電気通信と情報セキュリティ 6 センサーとレーザー 7 ナビゲーションと航空電子 8 船舶 9 航空・宇宙と推進 0 その他品目
2桁目 (アルファベット)	品目の類型	A システム、設備、部品 B 測定、検査、生産設備 C 材料 D ソフトウェア E 技術
3桁目 (数字)	管理事由	0 通常兵器関連 1 大量破壊兵器の運搬手段関連 2 核不拡散関連 3 化学および生物兵器関連 4 監控化学品 5 臨時管理 9 その他の国家安全要素関連
4・5桁目 (数字)	品目番号	

〔出所〕両用品目輸出管理リストよりジェトロ作成。品目数は2024年12月1日時点。

### 3 | 中国も米国型再輸出管理を導入、運用に注目

- 米国EARでは、EAR対象品目を日本から外国に輸出する行為は「再輸出」として規制対象とされている。
- 中国も2024年12月1日より、ほぼ同様の規制（両用品目輸出管理条例＆リスト）を導入へ。サプライチェーン構築において考慮が必要に（ただし再輸出の対象品目・閾値や運用は現時点で不透明）。

#### 米国の再輸出管理の概要



(出所) 米国政府、中国商務部公表資料など

## 4 | 両用品目輸出管理リストの影響

- 中国商務部は2024年12月3日、一部の両用品目を対象とした対米輸出管理強化を発表、即日施行。
- 2025年2月4日には、タングステン等の輸出管理を実施すると発表。即日施行。

### 一部の品目の対米輸出管理強化の概要

品目	措置
両用品目	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国軍事ユーザー向け又は軍事用途の輸出を禁止する</li> </ul>
ガリウム、ゲルマニウム、アンチモン、超硬質材料に関する両用品目	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国向け輸出を原則許可しない</li> </ul>
黒鉛両用品目	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国向け輸出の審査（エンドユーザー及び最終用途）の厳格化</li> </ul>

### タングステン等に関する輸出管理実施の概要

項目	措置
対象品目	<ul style="list-style-type: none"> <li>タングステン、テルル、ビスマス、モリブデン、インジウムの関連品目</li> </ul>
措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸出者が上記の関連品目を輸出する場合、輸出管理法および両用品目輸出管理条例に基づき、國務院商務主管部門（商務部）に対する申請と許可取得が必要になる。</li> </ul>
背景等	<ul style="list-style-type: none"> <li>2025年1月16日の同部報道官談話では、戦略的資源を両用品目輸出管理リストへ追加することを示唆。</li> <li>タングステンは、米国通商代表部（USTR）が2024年12月11日に発表した中国原産品に対する追加関税賦課の対象になっている。</li> <li>モリブデン以外の4つの金属は、米国内務省が2018年5月に指定した35の希少金属の中に含まれており、2020年9月30日に出された大統領令において、35の希少鉱物のうち31について、米国は国内消費の半分以上を外国からの輸入に依存しているとし、うち14の鉱物は米国内での生産が全くないと指摘されている。</li> </ul>

# 5 | 反外国制裁法に基づく措置

- 措置の内容は、個人の場合、中国内の財産凍結やビザ発給・入国の禁止、中国内の組織・個人との取引禁止、企業の場合、中国内の財産凍結や高級管理職に対するビザ発給・入国の禁止等。

## 反外国制裁法に基づく措置の主な対象（一部）

年	対象	理由
2022年	余茂春（マイク・ポンペオ国務長官の中国問題顧問） トッド・スタイン（米国議会中国委員会事務局副主任）	チベット問題
	ロナルド・レーガン大統領図書館およびその幹部 ハドソン研究所およびその幹部	台湾問題
2023年	マイケル・マッコール（米国連邦下院外交委員長）	台湾問題
	米国の調査会社カロンおよび同社の調査主任 先端国防研究センターの元研究員	新疆ウイグル自治区問題
2024年	ジェネラル・アトミクス・エアロノーティカル・システムズ ジェネラル・ダイナミックス・ランド・システムズ	台湾問題
	マイク・ギャラガー（前下院議員、下院中国特別委員会元委員長）	中国内政への干渉など
	ロッキード・マーチン・ミサイル・アンド・ファイア・コントロール ロッキード・マーチン・エアロノーティクス レイセオン/ロッキード・マーチン・ジャベリン・ジョイントベンチャー レイセオン・ミサイル・システムズ等	台湾問題

# 6 | 信頼できないエンティティリストに基づく措置（1）

- 2023年2月に、台湾への武器販売を理由として、米国の防衛関連2社をリストに掲載した。その後同様の理由で3社をリストに追加。2025年1月に同様の理由で17社を追加。
- 2025年2月に、PVHグループ（米アパレル大手）とイルミナ（遺伝子検査機器メーカー）を追加。

## 信頼できないエンティティリストに基づく措置の主な対象

年	対象	理由
2023年	ロッキード・マーチン・コーポレーション レイセオン・ミサイル&ディフェンス	台湾問題
2024年	ボーイング・ディフェンス・スペース・アンド・セキュリティ ジェネラル・アトミクス・エアロノーティカル・システムズ ジェネラル・ダイナミクス・ランド・システムズ	台湾問題
2025年	インターポースタル・エレクトロニクス システム・スタディーズ・アンド・シミュレーション アイアンマウンテン・ソリューションズ アプライド・テクノロジーズ・グループ アクシエント アンドリル・インダストリーズ マリタイム・タクティカル・システムズ	台湾問題
	ロッキードマーティン関係の5社 レイセオン/ロッキードマーティン・ジャベリン・ジョイントベンチャー レイセオン・ミサイル・システムズ ジェネラル・ダイナミクス関係の3社	台湾問題
	PVHグループ イルミナ	その他
	TCOMリミテッド・パートナーシップなど10社	台湾問題

## 7 | 信頼できないエンティティリストに基づく措置（2）

- PVHグループとイルミナは「通常の市場取引のルールに反して中国企業との正常な取引を中断し、中国企業に対して差別的措置を取り、その合法的権益を深刻に損なった」と指摘された。
- 「台湾問題」とは別の理由によるリスト追加事例。今後の追加案件の拡大が懸念。

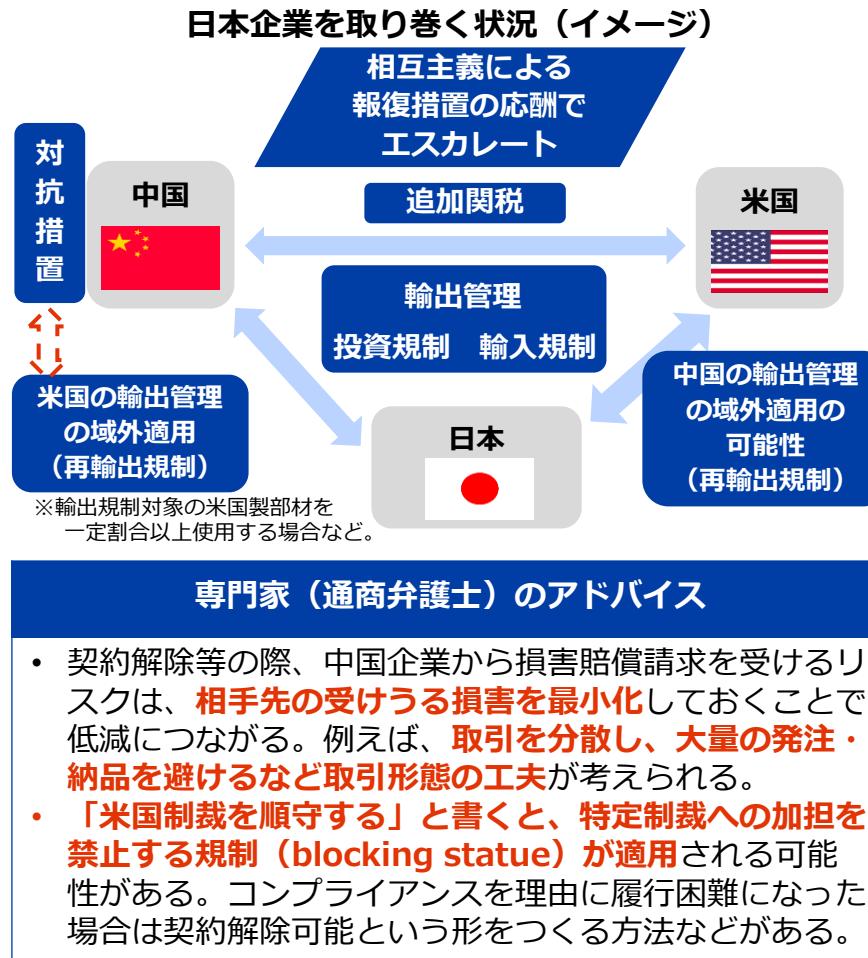
### PVHグループとイルミナのリスト追加の経緯

社名	リスト指定の経緯
PVHグループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2024年9月24日に商務部が新疆関連製品への差別疑惑で調査を行うと発表。</li> <li>● 商務部ウェブサイトに掲載された商務部産業安全輸出入管制局担当者の談話では、「PVHグループが事実に基づく根拠がない状況で、正常な市場取引の原則に反して新疆産綿花などの製品を理由なく排斥し、関連する中国企業の合法的権益に重大な損害を与え、中国の主権、安全、発展の利益を損なった疑いがあるため調査を決定した」と説明。</li> <li>● 商務部は2025年1月16日の報道官談話で、同グループには新疆に関する不当な行為が存在すると初步的に認定し、聴取するとコメント。</li> </ul>
イルミナ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 商務部から違反行為についての具体的な説明はない。</li> <li>● CISTECは、「昨年来、米国上下院でそれぞれ中国の特定のバイオテクノロジー企業やこれと取引を行う企業を連邦政府調達から排除する「バイオセキュリティ法案」が優先法案の一つとして審議されており（下院では可決済）、この動きと関係している可能性が高いと思われる」と解説。</li> <li>● 2025年3月4日から同社について、中国向けのゲノムシーケンサーの輸出を禁止するとされた。</li> </ul>

社名	関連の動向
カプラーグス	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 商務部は2024年5月20日、米国 Caplugs 社が中国の規制を回避して信頼できないエンティティリスト記載の企業に中国製品を移転したとし、中国企業に注意喚起するとともに、同社に対して再発防止策と関連情報の提出を要求。従わない場合には同リストに掲載する旨の警告をした。</li> </ul>

# 8 | 中国の対抗措置（反外国制裁法等）への対応

- 取引先の中国企業が、米国法の制裁対象となるケースが増加。各社は、米中双方の法的リスクに加え、当該取引を中止/継続した場合のレビューテーションリスク等も考慮し、慎重な判断を行っている。
- 独禁法、渉外調査管理弁法、税務調査、サイバーセキュリティ審査弁法などの措置にも注目が必要。



# 本日の講演内容

- I. 中国の「国家安全保障」と「経済」
- II. モノ、技術、データに関する制度の概要・日本企業の共通的課題
- III. 処罰事例および傾向と対策
- IV. 注目される再輸出規制
- V. 米中摩擦と今後予想される展開
- VI. まとめ

# 1 | 中国の追加関税賦課措置の要点（第1弾）

- 中国政府は2月10日、米国原産の輸入品80品目に対し、追加関税を賦課する措置を発動。
- 米国原産の液化天然ガス、石炭などに15%、原油、一部の自動車などに10%の追加関税を賦課。

## 中国の追加関税賦課措置の要点（2月10日～）

項目	概要
中国の立場	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 米国による一方的な追加関税賦課は、WTOルールに対する重大な違反。</li> <li>● 米国の抱える問題の解決に役立たないだけでなく、米中間の正常な経済貿易協力に損害を与える。</li> <li>● 中国は米国の不当な行為をWTOに提訴する。</li> <li>● 中国は自国の権利と利益を断固として守るため、相応の対抗措置を講じる。</li> </ul>
対象品目	<ul style="list-style-type: none"> <li>● リスト1：液化天然ガス（LNG）、コークス用石炭など8品目に対し、15%。</li> <li>● リスト2：原油、4WDのクロスカントリー車（排気量2500～3000cc）など72品目に対し、10%。</li> </ul>
期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2025年2月10日から（期限の定めなし）</li> </ul>
金額規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 140億ドル規模。</li> <li>● 中国の米国からの輸入総額（2024年/1,643億ドル）のうち、対象品目の輸入額が占める割合は8.5%。</li> <li>● 中国の全世界からの輸入総額（2024年/2兆5,871億ドル）のうち、米国原産の対象品目の輸入額が占める割合は0.5%。</li> </ul>

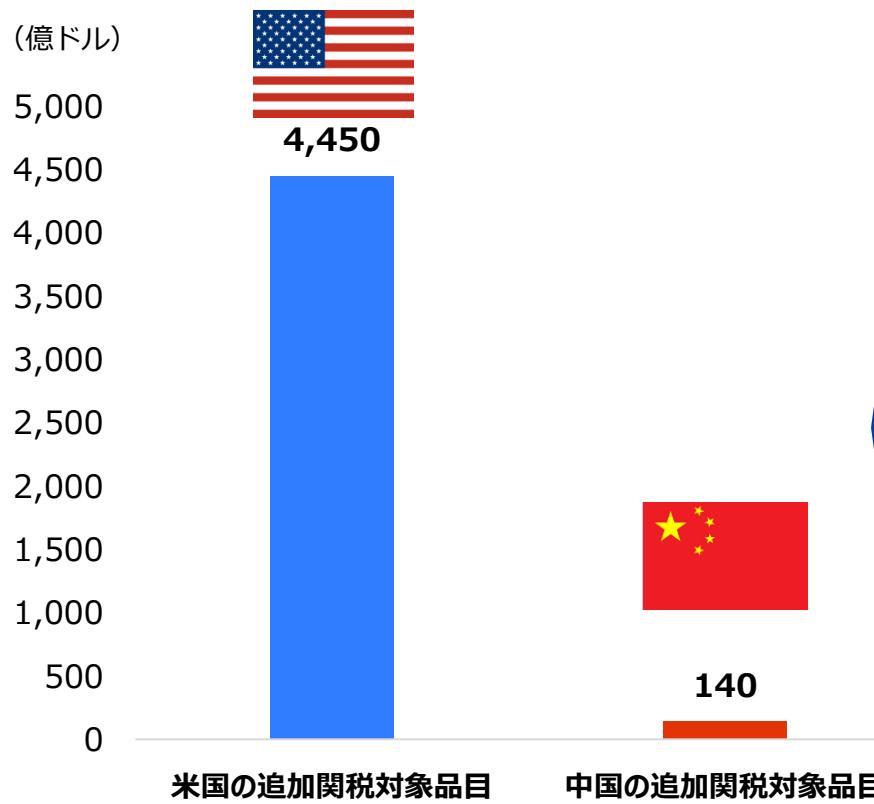
（注）2025年2月18日時点の情報に基づく。

（出所）商務部発表、グローバル・トレード・アトラスからジェトロ作成

## 2 | 中国が実施した関税以外の措置（第1弾）

- 米中の追加関税措置の対象品目の金額規模を比較すると、大きな差があり対等な措置となっていない。
- 中国は2月4日に、輸出管理、信頼できないエンティティリストへの米企業追加など複数の措置を実施。

米中の追加関税措置の規模比較（2024年ベース）



中国が実施した関税以外の措置（2月4日～）

項目	措置
輸出管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>タングステン、テルル、ビスマス、モリブデン、インジウムの関連品目を輸出管理の対象に追加。</li> </ul>
信頼できないエンティティリスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>カルバン・クラインなどを運営する米アパレル大手PVHをリストに追加。</li> <li>米バイオ企業イルミナをリストに追加。</li> </ul>
独禁法	<ul style="list-style-type: none"> <li>米グーグルに対し、中国の独占禁止法違反の疑いで調査開始。</li> </ul>
WTO	<ul style="list-style-type: none"> <li>WTOに提訴。</li> </ul>

（注）中国政府は上記右表の輸出管理措置等については公式に対抗措置とは説明していない。

（出所）グローバル・トレード・アトラス、中国商務部、國家市場監督管理総局発表からジェトロ作成

# 1 | 中国の追加関税賦課措置の要点（第2弾）

- 中国政府は3月4日、米国原産の輸入品740品目に対し、追加関税を賦課する措置を発表。
- 米国原産の綿、トウモロコシなどに15%、黄大豆、グレーンソルガムなどに10%の追加関税を賦課。

## 中国の追加関税賦課措置の要点（3月10日～）

項目	概要
中国の立場	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中国は世界で最も厳格で徹底した麻薬撲滅政策を実施する国の一である。</li> <li>● 米中両国はこれまで広範かつ綿密な麻薬撲滅協力をを行い、顕著な成果を上げてきた。</li> <li>● 米側はフェンタニル問題を理由に、再び対米輸出中国製品に関税を課すなど「責任逃れ」をし、過ちを繰り返している。</li> <li>● 中国は米国の追加関税措置に強い不満を表明。断固として反対し、自国の権益を断固として守るために対抗措置をとる。</li> </ul>
対象品目	<ul style="list-style-type: none"> <li>● リスト1：綿、トウモロコシ、小麦、冷凍鶏足など29品目に対し、15%。</li> <li>● リスト2：黄大豆、グレーンソルガム、冷凍牛肉、冷凍豚くず肉など711品目に対し、10%。</li> </ul>
期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2025年3月10日から（期限の定めなし）</li> </ul>
金額規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 223億ドル規模。</li> <li>● 中国の米国からの輸入総額（2024年/1,643億ドル）のうち、対象品目の輸入額が占める割合は13.6%。</li> <li>● 中国の全世界からの輸入総額（2024年/2兆5,871億ドル）のうち、米国原産の対象品目の輸入額が占める割合は0.9%。</li> </ul>

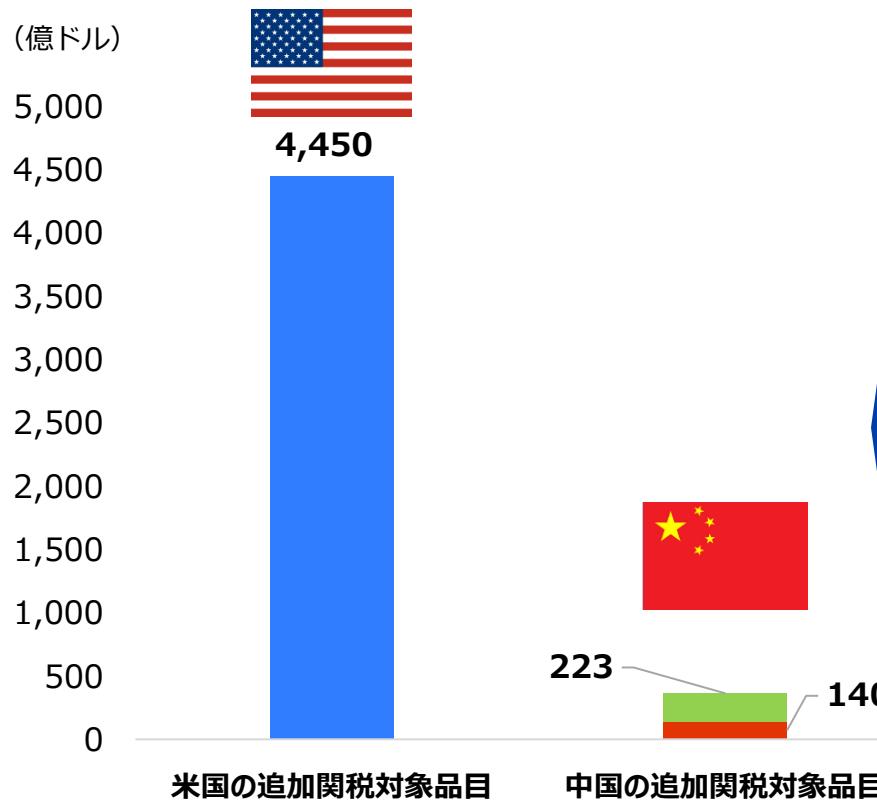
（注）2025年2月18日時点の情報に基づく。

（出所）商務部発表、グローバル・トレード・アトラスからジェトロ作成

## 2 | 中国が実施した関税以外の措置（第2弾）

- 金額規模でみると、3月10日実施予定の追加関税賦課措置は、中国が2月10日から実施した140億ドル規模を上回る223億ドル規模。ただ米国の対象品目の規模とは依然として大きな差がある。
- 中国は3月4日に、輸出管理、検疫措置、信頼できないエンティティリスト追加など多様な措置を発表。

米中の追加関税措置の規模比較（2024年ベース）



中国が実施した関税以外の措置（3月4日～）

項目	措置
輸出管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国企業15社を「<u>輸出管理コントローラリスト</u>」に掲載し、これらの企業への両用品目の輸出を禁止すると発表。</li> </ul>
検疫措置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国産原木から害虫を検出したとして米国産原木の輸入を停止すると発表。</li> <li>米国産大豆から麦角菌等を検出したとして、米国の農業協同組合CHSなど3社からの大豆の輸入を停止すると発表。</li> </ul>
信頼できないエンティティリスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>10社の米国企業を同リストに追加。</li> <li>米イルミナについて、中国向けのゲノムシーケンサーの輸出を禁止。</li> </ul>
貿易救済措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国を原産地とする一部の光ファイバー製品に対する「反規制回避調査」を行うと発表。</li> </ul>

(注) 中国政府は上記右表の検疫措置等については公式に対抗措置とは説明していない。

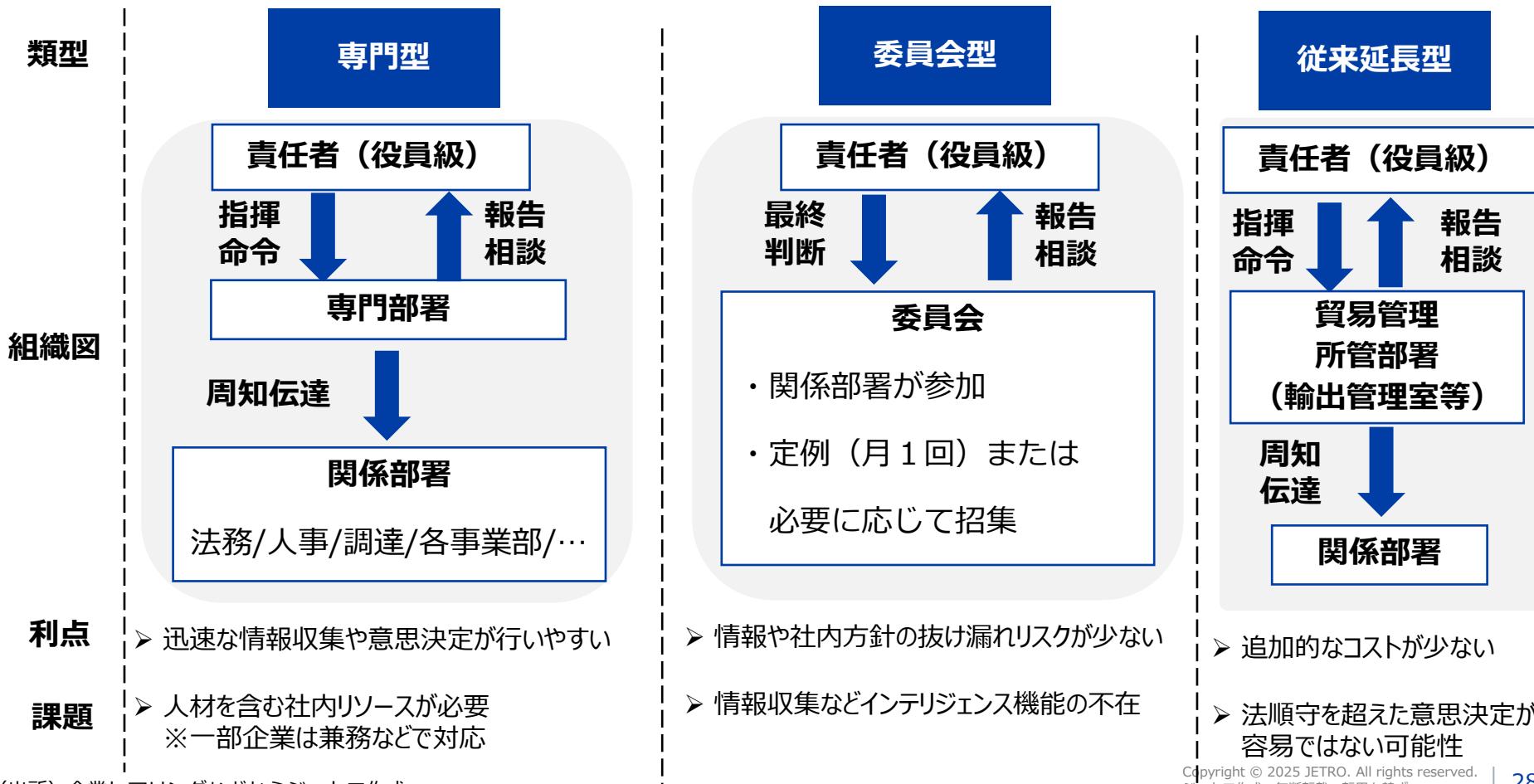
(出所) グローバル・トレード・アトラス、中国商務部、税関総署からジェトロ作成

# 本日の講演内容

- I. 中国の「国家安全保障」と「経済」
- II. モノ、技術、データに関する制度の概要・日本企業の共通的課題
- III. 処罰事例および傾向と対策
- IV. 注目される再輸出規制
- V. 米中摩擦と今後予想される展開
- VI. まとめ

# 1 | 社内における経済安保対応体制構築の必要性が高まる

- 企業の経済安全保障に関する体制構築にはさまざまなパターンが存在するも、必要性に対する認識は概ね高まっている。地政学リスクの高まりなどを受け、専門部署設置の動きも広がる。
- 専門部署を設けず、担当責任者と関係部署による会議体や、従来の体制の延長上で対応する企業も。社内事情に応じ、実効性を担保する体制整備が求められる。



## 2 | 様々な制度や課題に対しバランスの取れた対応を

- 米中摩擦の文脈でも注目される輸出管理や反外国制裁的措置に加え、従来から存在する渉外調査管理、営業秘密管理、環境規制対応、改正会社法への対応など様々な制度や課題に対応が必要。
- 自社のビジネスにおいて特に関連性が高く、重要な点を見極め、バランスの取れた対応が必要。

### 日本企業の中国ビジネスの課題に関する制度やトピック

広告法

独禁法

税務調査

渉外調査

会社法

代金回収

知的財産

移転価格

環境対応

不正防止

営業秘密

データ管理

## まとめ

- 日本企業の各社共通の関心事項として、輸出管理法の運用実態やリスク、両用品目管理、再輸出の運用、該否判定の方法、情報収集の方法、SCのリスク調査があがった。
- 情報収集においては、ジェトロビジネス短信などで、措置の概要、根拠規定や過去の措置の経緯を効率的に収集可能。一般財団法人安全保障貿易情報センター（CISTEC）HP掲載の解説と全文訳も有用。
- 輸出管理法の処罰事例からは、一定程度の傾向が読み取れる。処罰事例に着目しつつ、傾向と対策によりメリハリをつけた対応を。中国の再輸出規制の運用次第では日本企業に大きな影響・混乱をもたらすと考えられる。運用につき最新情報の収集が求められる。
- 米中摩擦を背景に、中国の反外国制裁的措置の多様化が進む。米国への対抗措置として、戦略物資の輸出管理強化の流れが続くか要注目。信頼できないエンティティリストの適用理由の範囲拡大にも注意が必要。
- 自社の輸出管理、それに関連するSCの調査、中国の措置の多様化に対応するため、企業内の体制整備がより重要に。

# ご清聴ありがとうございました

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部 中国北アジア課

藤原 智生



03-3582-5181



ORG@jetro.go.jp



〒107-6006  
東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階

New!

経済安保  
ニュースレター

月2回配信

新規登録はこちら



<https://www.jetro.go.jp/mail/list/eco-sec.html>

JETRO

安全保障貿易管理  
早わかりガイド

閲覧はこちら



[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/security\\_trade\\_control/pdf/guide/202401\\_v2.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/security_trade_control/pdf/guide/202401_v2.pdf)

## ■ ご注意

本日の講演内容、資料は情報提供を目的に作成したものです。主催機関および講師は資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はお客様のご判断で行ってください。また、万一不利益を被る事態が生じましても主催機関及び講師は責任を負うことができませんのでご了承ください。